

新潟市工業振興資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が行う設備投資資金の融通を円滑にし、もって本市の工業の振興に寄与することを目的とする融資について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。
- (2) 融資対象物 融資の対象となった土地、建物、構築物及び機械設備をいう。
- (3) 取扱金融機関 別表第1に定める金融機関をいう。

2 前項による用語の定義のほか、資金の区分、及び区分ごとの融資条件については、別表第2に定めるとおりとする。

(融資対象者)

第3条 融資対象者は、次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 融資に対する返済が確実に認められる者
- (2) 既に納期を経過した市税を完納している者
- (3) 金融機関から取引停止処分を受けていない者
- (4) 新潟県信用保証協会から代位弁済を受け、現に求償債務のある者でないもの及びその連帯保証人でないもの
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者
- (6) 前号に規定する者で、当該業種が許認可を要するものである場合は、その許認可を受けている者
- (7) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

(融資の方法)

第4条 市長は、工業振興資金融資の運用資金として、取扱金融機関に対し、予算の範囲内の額を預託する。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に、2.6倍を乗じて得た額以上の額を融資するものとする。
- 3 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるとき

は融資を実行するものとする。

(借入申込手続)

第5条 融資を受けようとする者は、借入申込書兼調査書(別記様式第1号)に別表第3に定める必要書類を添えて、市を経由して、取扱金融機関に申し込むものとする。

(報告)

第6条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を、翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

この場合において、新たに融資の実行がなされたときは、その最初の貸付状況の報告に、当該借入申込書兼調査書を1部添付しなければならない。

(融資の取消し)

第7条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第7号に該当しないと認められた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資を取り消した場合は、その旨を当該者に通知するとともに、取扱金融機関に対して、その取消しに係る金額に相当する預託額についての返還を命ずることができる。

(再度融資)

第8条 要綱及び要領の規定により当資金の融資を受けた者であって、その融資残額が別表の限度額に達していない者に対しては、その差額について再度融資をすることができる。

(調査等)

第9条 市長は、融資対象物の内容、使用状況その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

(損失負担)

第10条 この要綱による融資によって生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし市はその責を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めがあるものを除くほか、融資について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年3月25日から施行し、平成3年4月1日以後の資金の貸付から適用する。

(新潟市工業振興資金貸付要綱の廃止)

- 2 新潟市工業振興資金貸付要綱（平成2年10月22日施行）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱による廃止前の新潟市工業振興資金貸付要綱の規定に基づいて融資したものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年11月15日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年11月19日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年12月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。
- 2 別表、融資期間中、据置期間2年を3年とし、現在据置期間中の者及び今後借入を行う者から適用する。

また、返済が始まり、現在返済中の者でも、1年の範囲内で返済を猶予することができる。

- 3 前項の規定により、据置期間延長、返済猶予の申請をする者は、別紙様式に従い申請書に金融機関の意見書を添えて、市長に申請するものとする。
- 4 前2項の規定は、新潟市不況対策特別融資の取扱期間の終了と同時にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成6年3月16日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年9月11日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(新潟市工業振興資金融資事務取扱要領の廃止)

2 新潟市工業振興資金融資事務取扱要領（平成3年3月25日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興
資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興
資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興
資金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資
金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、この要綱による改正後の新潟市工業振興資
金融資要綱の規定は、同日以後の資金の貸付から適用する。

別表第1（第2条関係）

株式会社第四北越銀行，株式会社大光銀行，株式会社秋田銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社東邦銀行，株式会社北陸銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟県信用組合，はばたき信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，協栄信用組合，新潟県信用農業協同組合連合会，株式会社商工組合中央金庫

別表第2（第2条関係）

区分	工場等新增設資金	省力化・省エネ化資金
対象者	製造業，新聞業，出版業，道路貨物運送業，倉庫業，こん包業又は港湾運送業を営む中小企業者であって，市内に工場等の新設等を行い，事業を営む者	新潟市省力化・省エネ化補助金の交付決定を受けている者
資金使途	設備資金	設備資金，運転資金（補助対象経費に限る）
融資対象物	土地（造成費を含む。） ， 建物 土地に定着した構築物	「新潟市省力化・省エネ化補助金」の補助対象設備
限度額	1千万円以上2億円以下	5千万円以下（ただし，「新潟市省力化・省エネ化補助金」の補助対象経費から交付決定額を差し引いた額を上限とする。）
利率	年1.80% ただし，従業員5人以下の会社及び個人については0.05%引き下げた利率とする。	
償還期間	144か月以内（据置24か月以内）	
返済方法	原則として月賦とする	
保証人・担保	金融機関の定めるところによる	
信用保証	保証協会の信用保証付きとする	

備考1 表中の「新設等」とは，新設のほか，増設及び移設も含む。

- 土地の場合は，工場等が合法的（都市計画法による開発行為の許可，建築基準法による建築確認等）に建設できる見込みがないときは融資対象とならない。
- 表中の「運転資金」は，設備等の導入に要する経費として新潟市省力化・省エネ化補助金の補助対象経費と認められた範囲に限る。
- 表中の「建物」とは，事業を営むうえで通常必要とする工場，倉庫，事務所及び付属建物をいう。建物が融資対象となる業種の用とそれ以外の業種の用で混在する場合，融資対象となる業種の用に直接供する部分が建物の延べ床面積の3分の2以上であること。
- 表中の「構築物」とは，門，柵，塀，排水施設，舗装及びその他工場等に通常必要な構造物をいい，工場等が立地に際し，新設又は改良を義務付けられた公共溝渠等も含むものとする。

別表第3（第5条関係）

区分	添付書類	
共通	1 市税の納税証明書（新潟市の制度提出用） 2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	
工場等新增設資金	土地	1 見積書又は契約書の写し 2 土地の付近見取図
	建物 構築物	1 見積書又は契約書の写し 2 工場等の敷地内配置図，平面図，機械等の配置図等
省力化・省エネ化 資金	機械設備	1 新潟市省力化・省エネ化補助金「事業計画書」の写し 2 新潟市省力化・省エネ化補助金「補助金交付決定通知書」の写し



新潟市工業振興資金
(工場等新增設資金)
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日: 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)		業種 ⑩ (該当する□にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 新開業 <input type="checkbox"/> 出版業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 倉庫業 <input type="checkbox"/> こん包業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業
フリガナ		⑪ 申込金額	円
② 法人名又は 商号名称		⑫ 借入期間	か月
③ 事業所所在地 (①と異なる場合のみ記入)	新潟市 区	⑬ 資金使途 (設備資金) 該当する□にチェックしてください	(設備投資場所) 新潟市 区 <input type="checkbox"/> 土地の購入 <input type="checkbox"/> 建物の新設等 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 付属建物 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 土地に定着した構造物の新設等
フリガナ		⑭ 申込金融機関 ・支店名	
④ 氏名 (代表者名)		⑮ 利用状況 (今回申し込む制度について)	<input type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方 <input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方 <input type="checkbox"/> 03 再借 以前利用したことがあるが全額償還済みの方
⑤ 電話番号		この申込書は 3部 必要です。 すべての申込書に押印してください。添付書類(様式下部参照)は1部必要です。	
⑥ 資本金 (法人のみ)	千円		
⑦ 営業年数	年		
⑧ 従業員数	人		
⑨ 年商高	千円		

委任状		左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。	記
(受任者) 取扱金融機関名	(委任者) 住所		<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の受領に関する事項
職氏名	商号・氏名		<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項
		印	<input type="checkbox"/> その他 ()

(金融機関処理報告欄)

取扱金融機関 支店名		返済方法 01 元金均等 02 元利均等 年 月 日から返済開始 毎月 円 × 回 円 (a) その他 { 初回に 円 } (b) { 期日に 円 } 返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)	
貸付状況	01全額・02減額・03否決・04取下		
貸付金額	円		
貸付利率	年 . %		
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)		
信用保証	有	貸付否決又は減額理由・連絡事項	
	(共通)	担当者名	TEL

- | | | | |
|------------------------|---------------|---------------|---------------------------|
| 添付書類 | (共通) | (土地) | (建物・建築物) |
| 1 市税の納税証明書 (新潟市の制度提出用) | 1 見積書又は契約書の写し | 1 見積書又は契約書の写し | 1 見積書又は契約書の写し |
| 2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 | 2 土地の付近見取り図 | 2 土地の付近見取り図 | 2 工場等の敷地内配置図、平面図、機械等の配置図等 |



新潟市工業振興資金
(省力化・省エネ化資金)
借入申込書兼調査書

受付担当	
整理番号	

(宛先) 新潟市長

申込日： 年 月 日

① 申込者住所 (所在地)		業種 (該当する□に チェックして ください)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 新聞業 <input type="checkbox"/> 出版業 <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業 <input type="checkbox"/> 倉庫業 <input type="checkbox"/> こん包業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業
フリガナ		⑩ 省力化・省エネ化 補助金	補助金交付決定通知書の右上に記載された番号を記入してください
② 法人名又は 商号名称		⑪ 交付決定番号	新企誘第 号の2
③ 事業所所在地 (①と異なる場合 のみ記入)	新潟市 区	⑫ 資金区分	<input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 運転設備※ <small>※運転設備資金は「省力化・省エネ化補助金」の補助対象経費として認められた額の範囲内に限ります</small>
		⑬ 申込金額	円 ※ (設備資金) 円
フリガナ		⑭ 借入期間	か月
④ 氏名 (代表者名)	印	⑮ 資金使途	省力化・省エネ化設備の導入経費
		⑯ 融資限度額	・事業費(予算) (A) 円 (事業計画書より転記) ・補助金交付決定額 (B) 円 (交付決定通知書より転記) ・融資限度額 (A)-(B) 円
⑤ 電話番号		⑰ 申込金融機関 ・支店名	
⑥ 資本金 (法人のみ)	千円	⑱ 利用状況 (今回申し込む 制度について)	<input type="checkbox"/> 01 新規 初めて利用する方 <input type="checkbox"/> 02 追加 残債がある方 <input type="checkbox"/> 03 再借 以前利用したことがあるが全額償還済みの方
⑦ 営業年数	年		
⑧ 従業員数	人	この申込書は3部必要です。 すべての申込書に押印してください。添付書類(様式下部参照)は1部必要です。	
⑨ 年商高	千円		

委任状	左記の者を代理人として定め、右記の権限を委任します。	記
(受任者) 取扱金融機関名	(委任者) 住所	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入申込書の提出及び認定書の受領に関する事項
職氏名	商号・氏名	<input type="checkbox"/> 新潟市制度融資借入状況の確認に関する事項
		<input type="checkbox"/> その他 ()

(金融機関処理報告欄)

取扱金融機関名		返済方法 01 元金均等 ・ 02 元利均等 年 月 日から返済開始 毎月 円 × 回 円 (a) その他 { 初回に 円 } (b) { 期日に 円 } 返済金額合計 (=貸付金額) 円 (a) + (b)
貸付状況	01全額 ・ 02減額 ・ 03否決 ・ 04取下	
貸付金額	円	
貸付利率	年 %	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで か月 (据置 か月を含む)	
信用保証	有	
		貸付否決又は減額理由・連絡事項
		担当者名 TEL

添付書類 1 市税の納税証明書(新潟市の制度提出用) 3 省力化・省エネ化補助金「事業計画書」の写し
2 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 4 省力化・省エネ化補助金「補助金交付決定通知書」の写し